

昭和30年 9 月17日

各 部 局 長 殿

警察庁長官官房長

寄附の取扱について

警察に対する寄附については、既に去る 7 月 21 日附発官第 1 2 4 号次長通達をもって後援団体等による寄附廃止の方針を決定せられたが、この通達の趣旨に鑑み、警察後援会等によらない一般の寄附についても、この際、更に検討を加えてより一層慎重な取扱をする必要があるので、今後の処理は次によることとしたいから取扱に遺憾のないようせられたい。

記

- 1 警察後援会等によらない一般の臨時的な寄附については、「会計だより」臨時号—警察寄附について—掲載の第 3(4) (別紙 1) によって取扱うこととし、特に (イ) 各号に充分留意して、自発的で、弊害を生ずる虞がなく、而も真に己むを得ないものに限ることとすること。
- 2 右の趣旨に基き寄附を受納しようとするときにおいて、調査しなければならない必要な事項及び手続は次のとおりとする。

(1) 国に対する寄附の場合

- ア 国有財産法の適用を受ける物件のうち土地及び建物については、内閣及び総理府所管国有財産取扱規程 (昭和 26 年総理府訓令第 3 号) 第 12 条の規定により、同条各号に掲げる事項 (別紙 2 参照) を具して内閣総理大臣に申請することとなっているが、国に対する寄附に

については、昭和23年1月30日閣議決定「各官庁に対する寄附金等の抑制について」の趣旨もあるので、その際特に次の要件を併せ具して承認申請をすること。

(ア) 寄附をしようとするに至るまでの経緯概略

記載すべき内容には次の事項を明らかにすること。

- A 直接間接を問わず警察が表面に出ていないかどうか
- B 寄附が自発的であるか、強制によったものか
- C やむを得ない事情の説明
- D 名義の如何を問わず割当寄附でないかどうか
- E その物件が不要不急のものではないか、規模が必要限度をこえていないか

(イ) 寄附者の職業、資力の程度及び各種団体の役職員を兼ねている場合はその役職名（団体の場合は、団体の種類、事業内容、財政の規模及最近の決算期における収支の状況）

(ウ) 寄附採納に伴い必要となる維持等に要する経費の予算的措置及び寄附に伴う権利義務の関係

イ 国有財産法の適用をうける物件のうち土地及建物を除く物件の取得については、内閣及び総理府所管国有財産取扱規程第17条の規定により単に部局長限りで処理することができると規定されており、又物品については、寄附による取得に関しては現行法令上何らの規定はないが、国が寄附を受けようとする場合は、昭和23年1月30日閣議決定の趣旨もあり、すべて前号に準じて部局長から予め長官の承認を申請すること。

ウ 通信機器の寄附の取扱

(ア) 昭和27年4月17日附通発第34号次長通達において寄附の抑制をその趣旨としており、又昭和30年2月15日附発通第4号次長通達

において「非常用コールサイン」親局は、なるべく加入者団体の寄附を受けるように考慮することとなっているが、これらは何れもその趣旨においては異なるところがないのであって、取扱については、前2号に示すところによるものとすることは同様である。

(イ) 通信機器については、特に、機器の規格、周波数の獲得、電波の名義等諸種の専門的な技術的な観点をも必要とするので寄附採納の承認申請と別途に協議を行なっていた向もあると思われるが、結局は寄附採納の可否に懸っているので、今後はこれを一元化して取扱うこととし、寄附採納の可否を決定する際、同時に専門的、技術的な意見を勧案して決定するものとする。

(2) 都道府県警察に対する寄附の場合

都道府県警察に対する寄附は、その所有権が都道府県において取得されることとなるので、その取扱は、それぞれ当該都道府県の財産条例（手許の資料では新潟、山梨、富山、京都、奈良、愛媛、佐賀、鹿児島各府県についてのみ、取扱規程の有無が不明である。）物品については財務規則、会計規則等に規定されているものと思われる、条例、規則等において規定されているところは、その規定に従うは勿論、なお、この外都道府県警察としては、国に対する寄附の場合に準じて必要事項の調査を充分に行ない。事前に本部長の承認を経た後、当該都道府県としての寄附採納手続をとるものとする。

(別紙1)

◎ 会計だより臨時号一警察寄附について一抜萃

第3 今回の通達についての趣旨及びその取扱（中略）

(4) 警察後援会等によらず市町村や一般から寄附をうける場合については、警察から直接間接を問わず寄附を求めることが一切いけない

ことは勿論自発的な寄附であっても寄附を受けることはできる限り抑制して自発的である上、真にやむを得ない状況があり、且つ弊害がない寄附の外は廃止することとしたい。問題となるのは警察署等警察庁舎新築の際の臨時的な寄附であるが、これについて次のように監督を厳にされたい。

(イ) これらの寄附を受納する際には、事前に本部長の承認を要するものとし、受納にあたっては、都道府県当局が所定の手続をとるべきであって、本部長が承認する際には、特に次の点に御留意をねがいたい。

- 1 直接であると間接であるとを問わず警察が表面に出て寄附を集めることはやめるようにすること。
- 2 寄附者の寄附行為が強制によったものであって、自発的でないものは禁止すること。
- 3 警察庁舎新築については、できる限り、正規の予算でまかなうべきであって真にやむを得ない場合の外は、寄附をうけないこと。
- 4 不要不急の警察庁舎や、警察運営上、必要とされる限度をこた規模の庁舎を新築するため寄附を受けることはやめるよう指導すること。
- 5 市町村からの自発的な寄附であっても、市町村が赤字問題でなやんでいる折柄、過重な負担をかけるような寄附がないように注意すること。
- 6 何人の名義であろうとも又、自発的なものであっても、寄附金を一般住民に割当るような募集方法は絶対に禁止するようにすること。
- 7 寄附者や発起人など寄附関係者が警察運営上弊害を生ずるおそれのあるものでは勿論いけないので注意する。

なお、承認に当っては、よくその実態を調査検討されることは勿論であるが、承認した後においても、その実行について監督を厳にするようにねがいたい。

現在進行中のものについてもこの際調査して前各号に照してそれぞれ本部長が承認すべきものはその手続をとるようにせられたい。

(ロ) 警察庁又は管区警察局(通信出張所を含む)即ち国がうける寄附については、昭和23年1月30日閣議決定「各官庁に対する寄附金等の抑制について」の線に副い、あらかじめ長官の承認をうける必要がある。(以下略)

(別紙二)

◎ 内閣及び総理府所管国有財産取扱規程(昭和26年総理府訓令第3号)

抜萃

第12条 部局において、法第14条第1項第1号の規定により公用財産とする目的をもって土地又は建物の寄附を受納しようとする場合は、左に掲げる事項を具して、内閣総理大臣に申請しなければならない。

- 1 土地又は建物の所在地名及び地番
- 2 寄附を受納しようとする理由
- 3 用途及び利用計画
- 4 寄附を受納しようとする物件の明細(土地の地目、面積又は建物の構造、種目及び坪数を記載すること。)
- 5 価格評定調書
- 6 寄附者の住所及び氏名
- 7 寄附者の願書の写
- 8 寄附の条件
- 9 第10条第11号から第13号まで及び第15号に掲げる事項
- 10 その他参考となるべき事項